

新型コロナウイルス感染拡大下における
臨時的・特例的な巡回診療の届出受理について（お知らせ）

神戸市保健所

このたび、令和4年2月9日付で、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における巡回診療の臨時的・特例的な取扱いが示されました。

本市における運用については、次に示すとおりとしますので、お知らせします。

なお、届出書類に不備がある場合は、従前のとおり、巡回先ごとの開設手続きを行っていただく場合がありますのでご注意ください。

記

1 変更点

市内医療機関が県外で巡回診療を行う場合、届出された実施計画書を本市から巡回先を管轄する保健所に書類を送付することにより、実施の円滑化を図ります。

巡回先	変更前	変更後
兵庫県外	巡回先を管轄する保健所において診療所開設手続を実施	医療機関開設地を所管する保健センターに実施計画書を届出（巡回先場所の一覧を添付）

2 実施時期

令和4年3月14日（月曜）受付開始 参考：神戸市ウェブサイト→



3 本件に関する事前相談先（従来どおり）

神戸市保健所医務薬務課 $\left[\text{mail : imuyakumu} \ast \text{office.city.kobe.lg.jp} \right]$
 $\left[\text{ } \ast \text{を@に置き換えてください。} \right]$

4 書類提出先・提出部数

開設医療機関を管轄する各保健センター管理係

提出3部（控え1部含む）+巡回診療先を管轄する保健所の数に1部を加えた部数

5 兵庫県外で巡回診療を行う場合の届出書類

確認欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	【届出鑑】様式2-2「新型コロナ対応のための巡回診療実施計画書」
<input type="checkbox"/>	【巡回診療実施計画】巡回先管轄保健所単位で整理すること
	【添付書類】※1
<input type="checkbox"/>	① X線装置等を搭載する巡回健診車を使用する場合
<input type="checkbox"/>	各車両に係る車検証※2（写し）
<input type="checkbox"/>	遮蔽計算書及び計算図並びに線量測定結果※2
	② 医療機関開設者が法人の場合
<input type="checkbox"/>	定款又は寄付行為（写し）

※1 初回届出時は、添付書類は必ず添付してください。

2回目以降の届出時は、前回と変更がない場合は添付省略可能です。

※2 車検証、線量測定結果については、有効期間の確認をお願いします。

（参考）

- ・「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）
- ・「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）
- ・巡回先が兵庫県内のみの場合は、従前のとおりです。（様式2-2による届出も可）